

別表1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助基準	補助限度額
<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> <目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ> 価値提供型事業	社会に対して新しい価値を提供する事業の実施に要する経費	10分の10（1年目） 3分の2（2年目） 2分の1（3年目）	事業費 10万円以上	30万円
<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> <目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ> 価値提供型事業（チャレンジ枠）	上記事業のうち、小規模で試験的に実施する事業に要する経費	10分の10	事業費 1万円以上	5万円
<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> <目標Ⅲ ストップ・ザ・少子化> 課題解決型事業	社会に存在する地域課題を解決する事業の実施に要する経費	10分の10	事業費 1万円以上	15万円
<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> 地域魅力アップ事業	地域資源を活用した地域の活性化につながるソフト及びハード事業の実施に要する経費	2分の1	事業費 50万円以上	100万円
<目標Ⅰ いのちと暮らしを守る> 小規模多機能のまちづくり事業	地域づくり協議会が地域づくり計画に基づき、小規模多機能のまちづくりのための施設整備及び事業の実施に要する経費 （ただし、事業の立ち上げや拡大、質の向上に資するものに限る。）	10分の10	事業費 10万円以上	100万円

別表2（第7条関係）

補助交付基準		補助対象事業			
		価値提供型 事業	課題解決型 事業	地域魅力 アップ事業	小規模多機 能のまちづ くり事業
1	公共性及び公益性のある 事業であること。	○	○	○	○
2	提供したい価値または地 域の課題が明確であるこ と。	○	○	○	○
3	事業計画及び予算計画に 実現性があること。	○	○	○	○
4	事業計画の手段に社会的 相当性があり、効果が期待 できること。	○	○	○	○
5	豊かで住みよい個性ある 地域づくり事業の波及効 果が期待できること。	—	—	○	○
6	次年度以降、自立的に活動 できる可能性が期待でき ること。	○	—	—	—